

## 平成18年4月から9月までの間における支給決定等 に係る事務処理について（暫定版）

この要領は、平成18年4月から9月までの間における福祉サービスの利用に係る障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）に基づく介護給付費等の支給決定等の事務、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法（以下「施設支援費各法」という。）に基づく施設訓練等支援費の支給決定等の事務について、現行の支援費制度の事務処理と異なる部分を中心に当面の事務処理要領として整理したものであり、特に記載をしていない事項については、関係法令のほか、支援費制度の事務処理要領等を参考にされたい。

なお、一連の事務のうち利用者負担の上限額管理、介護給付費等の請求及び審査支払など、現時点で詳細がお示しできないものがあるため、今回はそれらを除いて暫定的にお示ししているので御了承願いたい。

（平成18年10月以降の事務については、別途お示しする予定。）

### I 支給決定等の実施主体

#### 1 居住地原則（自立支援法第19条第2項）

原則として、申請者である障害者等（障害者又は障害児の場合はその保護者をいう。以下同じ。）の居住地の市町村（居住地を有しない又は不明の場合は、現在地の市町村）が行う。

#### 2 居住地特例（自立支援法第19条第3項）

法律に定める施設等の入所・入居者については、対象となる施設等に継続して入所又は入居する間（他の対象施設等に移る場合を含む。）、最初に入所等する前に居住地を有していた市町村が支給決定の実施主体となる。この場合、入所等の前に属していた世帯が他市町村に転出した場合に、当該世帯の転出に伴い実施市町村を変更するとの取扱いをしないこととする。（平成18年4月1日より）

なお、法律に定められた施設等の利用についてだけでなく、当該者が利用する通所サービスや補装具費等についても、入所等する前の居住地市町村が実施主体となる。

この他、法律に規定していないが居住地特例の対象となるものがあるが、その具体的な対象を含め、詳細は平成17年12月27日障害保健福祉主管課長会議の資料6を参照。

## II 支給決定等の手続

### 1 支給決定障害者等に関する経過措置（みなし支給決定）

#### (1) 対象者

平成18年3月末日までに身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法（以下「支援費各法」という。）における居宅生活支援費の支給決定を受け、その有効期間が平成18年4月1日以降も設定されている障害者等は、自立支援法附則第5条第1項の規定に基づき、施行日（平成18年4月1日）において、自立支援法による支給決定があったものとみなされる（以下「みなし支給決定」という。）。

なお、平成18年3月末日をもって支援費各法に基づく居宅生活支援費の支給決定の有効期間が満了する障害者等及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づく精神障害者居宅生活支援事業（以下「精神障害者居宅サービス」という。）の利用者については、みなし支給決定の対象者とならないので、平成18年4月1日以降も引き続き居宅サービス（平成18年4月1日から9月30日までの間においては、自立支援法に定める障害福祉サービスのうち居宅介護、外出介護、行動援護、障害者デイサービス、児童デイサービス、短期入所又は共同生活援助をいう。以下同じ。）を利用する場合は、自立支援法に基づく介護給付費又は訓練等給付費の支給決定を受けなければならない。

#### (2) 有効期間

対象者個々の支援費各法における居宅生活支援費の支給決定の有効期間にかかわらず、一律に、平成18年4月1日から平成18年9月30日までとする。

なお、現行居宅生活支援費に係る支給決定の有効期間の終期が平成18年10月以降となっている場合も、みなし支給決定の有効期間は平成18年9月30日までとなるので、平成18年10月分以降のサービス利用について、改めて支給決定を受ける必要がある旨を、利用者負担の見直しを行う際に障害者等に適宜説明しておくことが望ましい。

### 2 平成18年4月から9月までの間の支給決定

自立支援法に定める新たな支給決定方法は、市町村の施行準備に要する期間を考慮し、平成18年9月30日までは市町村審査会を置かず、支給決定の勘案事項も「障害程度区分」ではなく「障害の種類及び程度」とすることができることとしており（自立支援法附則第6条）、すべての市町村において、すべての居宅サービス利用者に対して新たな基準により支給決定が行われるのは、平成18年10月分からとなる。

こうしたことから、平成18年9月分までの居宅サービスのサービス対象者の基準や報酬体系については、新たな障害程度区分を前提とせず、現行の基準等を基本的に踏襲することとしている。

したがって、平成18年9月分までの居宅サービスの支給決定については、市町村審査会を設置した市町村であっても、現行の支援費制度と同様の方法により支給決定を行うこととして差し支えない。このため、本要領においても、現行基準により支給決定することを前提として記載している。

### 3 支給申請及び利用者負担額減額・免除等申請

平成18年4月分以降の居宅サービス又は施設支援費各法に基づく施設訓練等支援費の支給決定に際しては、利用者負担上限月額と施設入所の場合は加えて補足給付額（対象である場合のみ）を併せて決定する必要があることから、支給申請と併せて利用者負担額の減額・免除等の申請を受けて、両者の決定を併せて行うこととなる。特に利用者負担額の減額・免除等については、手続上、申請に基づいて決定することとしているが、減額・免除等を適用される者が制度の不知などから減額・免除等を適用されないままとなることがないように、制度の周知と申請勧奨、支給申請時の所得確認等に取り組む必要がある。

なお、両者の申請は、様式例をお示ししているように、「支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」として、申請者の住所、氏名など共通の項目は一度の記載で済むようにして差し支えない。

みなし支給決定に併せて利用者負担額の減額・免除等のみ行う場合を含め、対象者ごとに当面必要な手続は次のとおりである。

#### (1) 現行居宅生活支援費受給者

##### ア みなし支給決定対象者

1に記載したとおり、みなし支給決定されるため、サービスの継続利用に係る支給申請・決定の手続は要しないので、利用者負担の見直しに伴う利用者負担額減額・免除等申請のみを行う必要がある。その際には、上記のとおり、減額・免除等に係る制度の周知と申請勧奨にきめ細かく取り組み、特に市町村民税非課税世帯である者から申請がない場合は、直接、個別に事情を確認するなど、十分な配慮を行うことが必要である。(以下の対象者についても同様)

##### イ 平成18年3月31日で支給決定の有効期間が満了する者

みなし支給決定の対象とならないため、サービスを継続して利用する場合は、平成18年3月31日までに自立支援法に基づく支給申請と利用者負担額減額・

免除等申請に基づいて支給決定等を行う必要がある。

(2) 現行精神障害者居宅サービス利用者

精神保健福祉法に基づく精神障害者居宅サービスの利用者は、みなし支給決定の対象とならないため、サービスを継続して利用する場合には、平成18年3月31日までに自立支援法に基づく支給申請と利用者負担額減額・免除等申請に基づいて支給決定等を行う必要がある。

(3) 現行施設訓練等支援費受給者

平成18年4月1日以降も引き続き施設支援費各法に基づく施設訓練等支援費の支給を受けて施設サービスを利用する者については、平成18年4月1日から利用者負担を見直す必要があることから、平成18年3月31日までに利用者負担額減額・免除等申請に基づいて利用者負担額の減額・免除等を決定する必要がある。(支援費の(更新の)支給申請は、現在の支給決定の有効期間が満了する際に、各々手続を行う。)

(4) 新規のサービス利用者

平成18年4月から9月までの間に、新たに自立支援法に基づく介護給付費等又は施設支援費各法に基づく施設訓練等支援費の支給決定を受けようとする障害者等については、各々介護給付費等又は施設訓練等支援費の支給申請と利用者負担額減額・免除等申請に基づいて支給決定等を行う。

4 支給決定の方法 (利用者負担関係は5に記載)

(1) 現居宅生活支援費受給者

ア みなし支給決定対象者

サービスの種類や支給量等については、支援費各法に基づく居宅生活支援費の支給決定内容が引き継がれる。具体的には、

- ・サービスの種類 (みなされるサービスの対応関係は次表参照)
- ・支給量
- ・障害の程度による単価の区分
- ・各種加算 (注)
- ・外出介護における身体介護を伴う場合又は伴わない場合

など、支給決定に際して市町村が決定した内容である。

なお、有効期間の終期は、一律に平成18年9月30日までとなる。

(注) 障害者デイサービスにおける食事の回数は、食費が原則として給付対象外となり、利用者の実費負担となることを踏まえ、現行支援費制度と異な

り市町村の決定内容としないこととするので、みなし支給決定に際しては、内容を引き継がないものとする。（各事業者と利用者との契約によるものとする。）

《参考》みなし支給決定に係るサービスの対応関係（自立支援法施行令第5条各項）

現行支給決定		みなし支給決定	
サービスの種類（内容）		サービスの種類（内容）	
居宅介護	身体介護中心	身・知・児	居宅介護 身体介護中心
	通院等乗降介助中心	身・知・児	居宅介護 通院等乗降介助中心
	家事援助中心	身・知・児	居宅介護 家事援助中心
	日常生活支援中心	身	居宅介護 日常生活支援中心
	移動介護中心	身・知・児	外出介護
	行動援護中心	知・児	行動援護
デイサービス	身・知	障害者デイサービス	
児童デイサービス	児	児童デイサービス	
短期入所	身・知・児	短期入所	
地域生活援助	知	共同生活援助	

イ 平成18年3月31日で支給決定の有効期間が満了する者  
（4）のアと同様。

（2）現行精神障害者居宅サービス利用者

現行支援費制度と同様の方法、すなわち（4）のアに記載する方法により支給決定を行う。

なお、精神障害者居宅サービスについても、従来より、基本的には同様の勘案事項を考慮しつつ補助対象とするかどうかの決定を行っていたことから、従前のサービス利用状況等を踏まえつつ、平成18年4月から9月の間のサービス利用に係る支給決定を行うこととなる。《具体的には17年12月26日障害保健福祉主管課長会議の資料14を参照》

支給決定の有効期間の終期は、（4）のアと同様。

(3) 現行施設訓練等支援費受給者

(4) のイと同様。

(4) 新規利用者

ア 居宅サービス利用者

現行支援費制度の居宅生活支援費の支給決定と同様の方法で、次の事項を勘案し、申請されたサービスの目的や機能と照らして支給の要否を決定する。

- ・ 障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ・ 介護を行う者の状況（障害児の保護者の状況）
- ・ 介護給付費等又は施設訓練等支援費の受給の状況、障害児施設、精神障害者社会復帰施設又は介護保険サービスの利用の状況、その他の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- ・ 地域における活動、就労、居住等の状況
- ・ サービスの利用に関する意向の具体的内容
- ・ 当該申請に係るサービスの提供体制の整備の状況

なお、支給決定に当たっては、次の内容を定める。

- ・ サービスの種類
- ・ 支給量
- ・ 障害の程度による単価の区分
- ・ 各種加算（注）
- ・ 外出介護における身体介護を伴う場合又は伴わない場合

（注）障害者デイサービスにおける食事の回数は、食費が原則として給付対象外となり、利用者の実費負担となることを踏まえ、現行支援費制度と異なり、市町村の決定内容としない。（各事業者と利用者との契約によるものとする。）

支給決定の有効期間の終期は、平成18年9月30日とする。

《参考》居宅サービスの種類別の対象障害者

サービスの種類（内容）		対象障害者
居宅介護	身体介護中心	身・知・児・精
	通院等乗降介助中心	身・知・児・精
	家事援助中心	身・知・児・精

	日常生活支援中心	身
	外出介護	身・知・児・精
	行動援護	知・児・精
	障害者デイサービス	身・知
	児童デイサービス	児
	短期入所	身・知・児・精
	共同生活援助	知・精

#### イ 施設サービス利用者

現行支援費制度の施設訓練等支援費については、18年4月から9月までは、引き続き、施設支援費各法に基づき支給決定を行う。

なお、平成18年10月1日時点で支援費制度による支給決定を受けて施設支援費各法で指定されていた施設（旧法指定施設）に入所している者は、旧法施設支援として既支給決定期間の残存期間についてみなし支給決定がなされるので、平成18年9月30日までの間に施設訓練等支援費の支給決定を行う場合の有効期間は、通常どおり最長3年間で行う。

支給決定に当たっては、障害程度区分（ABC）、各種加算等についても併せて決定する。

#### ※ サービスの併給関係の見直し

平成18年4月から報酬を利用実績払い（日額報酬）に変更することに伴い、これまで支援費が二重給付になること等を理由として併給制限を行ってきたサービスについて、サービスの組み合わせ利用が必要と認められる範囲内で制限を一部見直すことを検討している。《詳細は別途提示予定》

#### 5 利用者負担額の減額・免除等の決定

サービスの種類によって受けられる減額・免除等の内容が異なるため、現行居宅サービス受給者や現行施設サービス受給者については、現に支給決定を受けているサービス内容を確認し、対象となる減額・免除等に該当するかどうかを確認する。

減額・免除等事務の詳細については、これまで障害保健福祉主管課長会議等でお示ししてきた内容を整理した資料を参照。《別途提示》

## 6 支給決定及び利用者負担額減額・免除等の通知

### (1) 支給決定及び利用者負担額減額・免除等決定を併せて行う場合

支給決定及び利用者負担額の減額・免除等の決定を行った場合には、障害者等にその結果を通知しなければならない。

実務上は、両者の決定は一本の通知書によっても差し支えなく（支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書）、その場合は、下記の事項等を記載する。

- ・受給者証番号
- ・支給決定障害者（保護者）氏名及び支給決定に係る障害児氏名
- ・支給決定日及び支給決定の有効期間
- ・障害程度区分（施設訓練等支援費の場合）
- ・サービスの種類、支援の内容及び量
- ・利用者負担上限月額（減額・免除が行われる場合はその後の額）
- ・特定入所者食費等給付費額（該当者のみ）

### (2) 利用者負担額減額・免除等決定のみ行う場合

平成18年4月の自立支援法施行時には利用者負担額の減額・免除等の手続のみを行うみなし支給決定対象者及び現行施設訓練等支援費受給者については、利用者負担額減額・免除等の申請がある場合は、受給者証の交付とは別に当該申請に係る決定内容を通知する。当該申請のない課税世帯の障害者等については、決定通知は必ずしも必要ないが、平成18年4月からの利用者負担上限月額等を記載した新たな受給者証を交付する際に説明文を付する等、利用者が混乱しないよう留意する必要がある。また、みなし支給決定対象者についてみなし支給決定される内容については、申請に基づく個別の決定処分ではないため、決定通知書の交付は不要であるが、上記同様、その内容を記載した受給者証を交付する際に説明文を付する等、利用者が混乱しないよう留意することが望ましい。

### (3) 教示

#### ア 自立支援法の介護給付費等

市町村は、自立支援法に基づく介護給付費等の支給決定及び利用者負担額減額・免除等決定に当たっては、処分の相手方に対し、当該処分について所管の都道府県知事に審査請求ができる旨及び審査請求ができる期間を書面で教示（通常は決定通知書に記載）しなければならない。

また、併せて、①当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、②当該処分に係る取消訴訟の出訴期間、③審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨を教示しなければならない。



これに加えて、審査請求をした場合は、都道府県知事に申し出ることにより、口頭で意見を述べることも可能である旨を教示することが望ましい。《詳細については、17年12月26日障害保健福祉主管課長会議の資料5を参照》

#### イ 施設支援費各法の施設訓練等支援費

施設訓練等支援費の支給決定及び利用者負担額減額・免除等決定については、処分の相手方に対し、当該処分について市町村長に異議申立てを行うことができる旨及び異議申立てができる期間を書面で教示（通常は決定通知書に記載）しなければならない。

また、併せて、①当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、②当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を教示しなければならない。

※ 利用者負担額の減額・免除等申請を行っていない課税世帯の障害者等に対する受給者証への利用者負担上限月額（37,200円）の記載は、申請に対する処分ではないため不服申立ての対象とならないが、不服がある者には、必要に応じて減額・免除等申請を行うよう促すこと。（当該申請に対する決定に不服がある場合は、不服申立ての対象となる。）

#### （4）受給者証の交付

決定通知と併せて（又は別途）、決定内容を記載した受給者証を交付する（決定通知が不要な場合は、適宜説明文を付する等して受給者証のみ交付）。《詳細はⅢを参照》

### Ⅲ 受給者証

#### 1 様式

平成18年4月から9月までの間は、以下の3種類の受給者証が併存する。

- ・障害福祉サービス受給者証（自立支援法の障害福祉サービスに係るもの）
- ・身体障害者施設受給者証（身体障害者福祉法の身体障害者施設支援に係るもの）
- ・知的障害者施設受給者証（知的障害者福祉法の知的障害者施設支援に係るもの）

（※）平成18年10月以降は、旧法施設支援を含め、障害福祉サービス受給者証に一本化される。

各々の様式例は別添のとおり。

#### 2 障害種別の記載

## (1) 記載する理由

自立支援法では現行支援費の障害別（支援費各法別）の受給者証が「障害福祉サービス受給者証」に一元化される。このため、当該受給者証様式では「障害種別」の記載欄は設けていないが、下記の理由により、「支給量等」欄に支給量と併せて該当する「障害種別」を記載することとする。

（理由）

- ・ 18年4月から9月までの間は、基本的に現行の支援費制度における報酬体系を踏襲するため、障害種別ごとに異なる報酬単価が設定されるサービスもあることから、事業者が障害種別に応じ正当な報酬請求ができるようにする。
- ・ 障害種別（主たる対象者）を特定してサービス実施が可能であることから、サービス利用申込みに対する応諾の判断に資する。
- ・ 個別支援計画作成の際の障害特性の把握に資する。

## (2) 記載方法

表示する内容は、「身体障害」、「知的障害」、「障害児」又は「精神障害」とする。

※ 重複障害がある場合は、原則として、サービスを利用する際にケアを受ける主たる障害（事業者が適用する報酬区分となる。）を記載する。ただし、この取扱いによることが困難な場合は、重複する障害名を併記し、報酬上の取扱いを別途指示するなど、市町村が適当と認める内容で記載して差し支えない。

## 3 支給決定内容等の記載

### (1) みなし支給決定対象者

利用者負担の見直しに伴う事項と併せて、支給決定があったものとみなされる下記事項についても記載する。（支援費制度の現行の居宅受給者証の記載事項を変更する方法でも差し支えない。）

#### ア 支給決定期間

「平成18年4月1日から平成18年9月30日まで」とする。

#### イ 支給量等

##### (ア) 障害種別

支援費制度で現に支給決定をしている支援費各法の障害種別を記載する。ただし、重複障害により、同一のサービスについて複数の障害種別による支給決定がなされている場合は、2の(2)に記載したところにより、市町村が適当と認める内容で記載する。

##### (イ) 支給量

支援費制度で決定されている各サービスごとの支給量を記載する。

(ウ) 単価区分

支援費制度で決定されている障害の程度による単価の区分を記載する。

(エ) 加算内容

支援費制度で決定されている加算内容を記載する。

※ 障害者デイサービスにおける食事の回数を除く。

ウ 利用者負担上限月額

((4) を参照。)

(2) 新規のサービス利用者（障害福祉サービス受給者証の場合）

ア 支給決定期間

始期：支給決定日

終期：平成18年9月30日

イ 支給量等

(ア) 障害種別の記載

上記2(2)により該当する障害種別を記載する。

(イ) 支給量

現行支援費制度と同様の単位で、各サービスごとの支給量を記載する。

(ウ) 単価区分

現行支援費制度と同様の障害の程度による単価の区分を記載する。

(エ) 加算内容

現行支援費制度と同様、障害者等の特性等に応じて適用されるべき加算内容（市町村があらかじめ確認又は決定すべきものに限る。）を特定して記載する。

ウ 利用者負担上限月額

((4) を参照。)

(3) 新規のサービス利用者（施設受給者証の場合）

ア 施設支援の種類及び内容

(ア) 障害種別の記載

障害別の受給者証であるため記載不要。

(イ) 支給量

現行と同様、定めない。

(ウ) 加算内容

現行と同様、障害者等の特性等に応じて適用されるべき加算内容（市町村があらかじめ確認又は決定すべきものに限る。）を特定して記載する。

イ 支給期間

始期：支給決定日

終期：「支給決定日からその日の属する月の末日までの期間」 + 「3年」を上限として市町村が定める期間の末日（現行と同様）

ウ 障害程度区分

現行と同様の障害程度区分を記載する。

エ 利用者負担上限月額、特定入所者食費等給付費

（（4）（5）を参照。）

（4）「利用者負担上限月額」欄の記載方法

ア 金額欄

決定された利用者負担上限月額を記載する。

※ 個別減免や生活保護への移行防止措置（境界層措置）の適用がある場合は、その適用後の額を記載する。

※ 自立支援法に基づく居宅サービスと支援費各法に基づく施設サービスを併給する場合（例：18年4月から9月までの間において居宅介護と通所更生施設を利用する場合）は、同じ障害者等に「障害福祉サービス受給者証」と「身体障害者施設受給者証」又は「知的障害者施設受給者証」の2種類の受給者証を発行することとなるが、その場合は、各々の受給者証に決定された利用者負担上限月額を記載するとともに、各々の摘要欄に「身体障害者通所施設支援との合算あり」「障害福祉サービスとの合算あり」等と記載する。

（例1）低所得1の者であれば、各々の受給者証に15,000円と記載。

（例2）個別減免の適用を受ける共同生活援助（グループホーム）利用者が通所施設支援を利用する場合は、各々の受給者証に個別減免適用後の上限月額を記載。

※ 原則として一体的な上限額管理を行うことで、利用者が一旦上限額を超えて支払わなくても済むように運用を行う。《詳細は利用者負担上限額の管理方法を参照》

イ 適用期間欄（施設受給者証のみ）

支給決定日（注1）から市町村において次回の定期見直しを行う日（注2）の前日までとする。

（注1）現行利用者について平成18年4月分から設定をする場合には、平成18年4月1日からとする。

（注2）平成18年度においては、現行利用者については平成18年4月に、新規利用者についても支給決定時に利用者負担の決定を行うため、18年7月

の定期見直し及び18年10月の自立支援法移行時においても利用者負担の見直しは行わなくても差し支えないものとする。(その場合の次回の定期見直しの時期は、19年7月1日となる。)

(5) 「特定入所者食費等給付費」欄の記載方法 (施設受給者証)

ア 金額欄

決定された補足給付費の額を日額で記載する。

イ 適用期間欄

上記(4)のイと同様。

(6) その他利用者負担に関する受給者証記載上の留意事項

ア 社会福祉法人軽減制度対象者の記載

社会福祉法人軽減制度対象者については、特記事項欄に「社会福祉法人軽減制度対象者」と記載する。

なお、この記載は、利用予定(見込み)事業所が軽減制度実施事業所である場合に限るものではないので、支給決定障害者等が軽減制度対象者であることを確認した場合には、この記載を行う。

イ 通所施設の食費の軽減措置に係る記載

通所施設の食費の軽減措置の対象者である旨は記載しない。

当該措置は、生保世帯、低所得1、低所得2の利用者負担上限区分の者が対象となるため、利用者負担上限月額欄の記載額が37,200円以外(37,200円より低い)者が対象となることから、軽減措置の対象となる事業者は、利用者負担上限月額欄の金額で軽減措置の対象者である旨を確認し、介護給付費又は施設訓練等支援費の請求時に加算の請求を行う。

ウ 利用者負担額の上限額管理に関する記載

(ア) 上限額管理対象者の記載

市町村は支給決定時に、決定した支給量を金額換算して、利用者負担について上限額を超えると見込まれるものについては、上限額管理を行う必要があると判断して、受給者証の予備欄に「利用者負担上限額管理対象者」と記載する。

(イ) 上限額管理事業者の記載

市町村は、上限額管理を行う事業者から「上限額管理依頼届出書」の提出があった場合、上限額管理対象者から提出された受給者証の予備欄に上限額管理を行う事業者名を記載する。

#### Ⅳ 利用者負担上限額の管理方法

(平成17年12月26日障害保健福祉主管課長会議資料8-2を参照。詳細は別途提示。)

#### Ⅴ 介護給付費等の請求及び審査支払

(別途提示)

(別添資料)

- 1 平成18年4月から9月までの支給決定内容整理表
- 2 福祉サービスの様式例(平成18年4月から9月使用分)(注)

(注) 既提示分との主な変更点

- ・高額障害福祉サービス費関係の様式例を追加
  - ・不服申立ての教示文に審査庁への意見陳述ができる旨を追記。併せて、施設支援費関係は異議申立ての教示になる旨の市町村向けの注釈を付記
  - ・決定通知書に記載した根拠条文を一部修正
  - ・その他軽微な表記の修正(反映しなくても支障なし)
- (受給者証様式は変更なし)

18年4月から9月における支給決定内容整理表

別添資料1

法別	サービスの種類		支給量を定める単位	その他支給決定する内容
障害者自立支援法	居宅介護	身体介護中心	時間（30分）／月	(なし)
		通院等乗降介助中心	回／月	
		家事援助中心	時間（30分）／月	
		日常生活支援中心	時間（30分）／月	
		外出介護	時間（30分）／月	身体介護を伴う場合又は伴わない場合
		行動援護	時間（30分）／月	(なし)
		障害者デイサービス	日／月	単価区分、入浴の回数
		児童デイサービス	日／月	(なし)
		短期入所	日／月	単価区分、加算（遷延性、ALS、重心）
		共同生活援助	支給期間に含まれる日数	単価区分
身障福祉法・知障福祉法	入所施設支援	更生施設支援（身・知）	(支給量は定めない。)	障害程度区分、障害の別（身）、加算（重度重複、強度行動障害（知）、自活訓練（知））
		授産施設支援（身・知）		障害程度区分、加算（重度重複、自活訓練（知））
		療護施設支援（身）		障害程度区分、加算（重度重複、遷延性、ALS）
		通勤寮支援（知）		障害程度区分
		のぞみの園施設支援（知）		障害程度区分、加算（重度重複、強度行動障害、自活訓練）
	通所施設支援	更生施設支援（身・知）	(支給量は定めない。)	障害程度区分、障害の別（身）、加算（重度重複、強度行動障害（知））
		授産施設支援（身・知）		障害程度区分、加算（重度重複）
		のぞみの園施設支援（知）		障害程度区分、加算（重度重複、強度行動障害）